



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 12 月 15 日 (木曜日) 第 366 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○公営企業の業務の状況の公表…………… (財政課) 1

頁

○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 1
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商工政策課) 2

告 示

宮崎県告示第 822号

地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和4年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和4年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 823号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字檜葉谷1116-17、1116-29、1145-1、字モチノキ1159-15

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字檜葉谷1116-29 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 824号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字大山948-1、948-3、948-5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 825号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川字檜葉谷1116-29

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高原複合商業施設 L a L a きりしま
西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
(変更後) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
(変更後) 株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役

役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社常喜 代表取締役 小野静妙
鹿児島県霧島市霧島田口2614番地1

- 4 変更の年月日
令和4年11月1日
 - 5 変更する理由
テナント決定のため
 - 6 届出年月日
令和4年12月2日
 - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和4年12月15日から令和5年4月17日まで
 - 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和4年12月15日から令和5年4月17日まで
 - 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 令和4年12月15日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高原複合商業施設 L a L a きりしま
西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1 外
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社栄興住宅 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
 - 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) B棟北側 12台（駐輪場No.1）

C棟北西側 7台 (駐輪場No.2)
合計 19台
(変更後) B棟北側 12台 (駐輪場No.1)
D棟北西側 7台 (駐輪場No.2)
合計 19台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社エイコー建設

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

ダイレックス株式会社

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

24時間営業

(変更後) 株式会社エイコー建設

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

ダイレックス株式会社

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

24時間営業

株式会社常喜

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後7時

4 変更の年月日

令和4年12月9日

5 変更する理由

テナント決定のため

6 届出年月日

令和4年12月2日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年12月15日から令和5年4月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和4年12月15日から令和5年4月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

--	--